

第5回 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 会議録

日時：令和元年11月27日（水）

午前10時00分～

場所：大阪狭山市文化会館（SAYAKA ホール）

2階 大会議室S・L

1 開会

事務局：ただ今から、第5回大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会を開催します。

議事に移る前に、本日の傍聴者の報告と、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の傍聴は3名の申し込みがありましたことをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をします。資料は会議次第、資料1「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）」、資料2「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）修正箇所一覧表」、資料3「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて」の以上4点です。

なお、資料1「素案」および資料2「修正一覧表」については、事前配布させていただいておりますのでご了承ください。

資料はお揃いのようなので会議を始めます。それでは委員長、進行をよろしくお願いします。

委員長：本日は、朝からご多用のところご出席いただきまして感謝申し上げます。議題がたくさんありますので、すぐ議題に入らせていただきたいと思います。本日の会議は2時間程度ということでございますので、正午を目途に、また連絡事項や審議事項などがございますので、11時半くらいまで本文にかかわるところを審議いただき、委員の皆様からご意見などを頂戴し、まとめていくという形で進行させていただきたいと思います。

2 議事

（1）大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について

委員長：まず、1点目「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について」でございますが、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：事前配布させていただきました、資料1「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）」をご覧ください。

これまでの策定委員会でご審議いただきました内容や各担当グループからの照会結果などをふまえ、前回の会議資料から修正を加え調整したものが、今回の素案となっております。修正内容を資料2「大阪狭山市教育振興基本計画（素案）修正箇所一覧表」に記載しております。委員の皆様には事前に資料を配布しておりますので、主だったところのみご説明をさせていただきます。

まず、全ページを通して、語句や文章の表現など策定委員会においてご承認いただいた骨格となる部分に影響のない範囲で、統一や修正を行いました。

また、補足の必要な用語については、資料編に用語解説としてまとめることとし、本文での解説は削除しました。

次に2ページから5ページまでの「計画策定の趣旨」をご覧ください。

策定委員会でご承認いただいた後、骨格部分に変更はございませんが、第4章以降の「具体的な取組み内容」を整理するなかで、全体的な統一性やまとまりを保つよう修正を行い、新たなものを今回お示しさせていただきました。

少子高齢化、グローバル化、高度情報化など、社会が大きく急速に変化していくなかで、持続可能性という社会の新たな価値観を基に新しい時代の教育実現に向けて、行政と市民総がかりで取り組むという姿勢に変わりはありません。

次に9ページから11ページの統計データについて、関連計画との整合性を図るためデータの更新を行いました。なお、11ページの上段のグラフの注釈のうち、「平成26年度まで南第二幼稚園」となっている箇所がございますが、こちらは「南第三幼稚園」の誤りでございます。口頭にて恐縮ですがご報告します。

続きまして42ページをご覧ください。

基本方針1から4までにつきまして、従前の内容には本来第4章「施策の展開」で記すべき「重点目標」「取組み内容」や「課題」なども併記しておりましたが、先ほどと同様、第4章以降の内容を整理するなかで全体的な統一性を持たせるために文脈などを修正しており、新たなものを今回お示しさせていただきました。

次に48ページ以降をご覧ください。

施策の展開につきましては、前回までの委員の皆様のご意見や各担当グループへの照会などを実施した結果をふまえて、文言の修正や取組み施策の移動、追加を行いました。

また、今回は素案でございますので、完成仕様に合わせて白黒の印刷となっております。

SDGsのロゴについては、ロゴ使用のガイドラインにもとづいた表示にしております。

最後に第5章「計画の推進に向けて」の指標についてのページを、別資料にとりまとめました。

ただ今からお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長：では、お配りしてください。

事務局：ただ今お配りしました参考資料は、前回の策定委員会でもいただきましたご意見や、国、府、その他、他市などの参考資料を考慮しながら各担当グループにて再検討して、主要項目として設定したものでございます。

また、これらは前回の策定委員会でご説明しましたとおり、上位計画となる総合計画に掲げる予定の資料をベースにしております。成果物、事業量などがわかるものは数値化を行い、また実施することの効果・成果が評価結果となるものについては、その時点での状態を指標としました。指標の選定理由や目標値の設定根拠につきましては、できるだけ明確にすることで客観性を保つ工夫をしました。

簡単ではございますが、大阪狭山市教育振興基本計画（素案）についての説明は以上でございます。

委員長：ただ今、事務局から大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について説明いただきました。前回までの策定委員会でもいただいたご意見などが、きちんと反映されているということでございます。今までの策定委員会の議論や経緯をふまえて、今回素案をつくっていただいているところでございますが、委員の皆様にお示ししています素案について、第1章にある「計画策定の背景・目的」、それから第3章にある各基本方針の文章に修正があるとのことでございます。これは前回の策定委員会でご議論いただいた、第4章以降の具体的な取組みなどを修正した際に、文章の整合性や

つながりが正しくなるように、各章の構成面で修正することがあったと聞いております。第1章から第3章までにつきましては、基本方針や基本理念にかかわる大きな変更や影響がなければ、今申し上げました理由がございますので、修正について了解するという事で委員の皆様にお諮りしたいと思います。

さらに、言葉の軽微な修正について、それからイラストなどのデザインについても、事務局にお任せしたいと思っております。よろしいでしょうか。

各委員：はい。

委員長：それでは、細かい修正については事務局に一任させていただくということで、委員の皆様におかれましては素案全体のご意見を頂戴したいと思います。素案は分厚くなっておりますが、第1章から第5章まで全体をとおしてお諮りしたいと思います。

まず私から意見がございます。34ページから始まる「アンケート結果などから抽出された課題」です。このページにつきまして、「アンケート結果」という表現について削除したということですが、アンケートの結果ですので、その記述があるほうが意味はわかりやすいと感じます。それについて、事務局からのご意見をいただきたいと思っております。

事務局：委員長からご指摘いただきました部分でございますが、確かに元案から比べますとアンケートの内容、結果ということがわかりにくくなっているところもあるかと思っております。このあたりについては、アンケート結果から抽出された内容全般にわたって、もう少しわかりやすい言葉で、結果ということが理解できるかたちで文言の修正をさせていただきたいと思っております。

委員長：先ほど委員の皆様、第1章から第3章までの基本理念や基本方針に大きく変更や修正がなければ、ご了解いただくということで結論がございました。その範囲内でわかりやすく、整理された表現に変えていただけると理解しております。

委員：35ページの真ん中の「グローバル化の進展に伴い」というところが理解できません。ここを教えてください。

事務局：ご質問いただいた箇所でございますが、グローバル化が進展することにより、外国籍の方が学校に通われたり、学校以外でも外国人の方と交流することが想定されております。そういった点から、多様な文化を持つ方たちとのコミュニケーション能力が求められてきており、このあたりはアンケート結果とも関係しますが、外国語教育の充実というようなご意見もございましたので、そのような内容の分析結果とご理解いただきたいと思っております。

委員：このところで、「英語教育を継続発展させていけるよう」の後に、なぜ急に「ボランティア活動」が出てくるのかわかりませんでした。そのあたりをもう一度見直していただければと思います。

先ほど、承認というかたちになりましたが、今回修正において語句の統一を引き続き行いましたということなのですが、「障害者」や「障がい者」など細かい修正点があります。これに関して、私は軽微な修正で会議時間を使うのは非常にもったいないと思っておりますが、こういった文言を一体誰が直すのでしょうか。前回の策定委員会でも、委員が最後に、文章がおかしいとおっしゃったと思っております。しかし、策定委員がその文言を直すのではなく、コンサルタントがついておられるのであれば、コンサルタントがしっかりやっていたかかないと、何のためにコンサルタントが入っているのかわかりません。49ページの「国は」から始まる文章も、日本語としておかしいところがあります。このようなところの修正をしっかりとコンサルタントにやっていたかかないと、非常に時間をもったいないと思うので、あえて申し上げました。

委員長：貴重なご意見、ありがとうございます。

委員：今の話なのですが、もし気がついたところがあれば事務局に話をさせていただいて、最終的には委員長に目をとおしていただくという段取りでよろしいでしょうか。そのほうが時間を有効に使えると思います。

委員長：おっしゃったご意見はとても大事なことです。お気づきのところは事務局に出していただいて、最終的には私も見て間違いのない立派な計画にしたいと思います。

先ほど、文脈的にグローバルの話とボランティアのことについてご意見が出ました。事務局からご見解をお願いします。

事務局：こちらの「ボランティア活動」というのは、例えば小学校の英語教育では大阪狭山小学校英語活動支援の会という有償ボランティア団体に授業サポートをしていただいております、そういった点をふまえて「ボランティア活動」という文章が出てきているのだと考えております。

委員長：今の回答でよろしいですか。私も唐突な感じがしますので、もう一度整理し直していただいて、新たな項目に起こすということも含めてご検討いただければと思います。

委員：36ページです。これもアンケート結果の整理をしているという説明でしたが、(2)の「安全で快適な教育環境を整備します」のなかで、アンケートでもいじめ問題について対策が必要だということが結果として出ています。いじめ問題に対するアンケート結果、つまり市民の思いも、ここに項目挙げをしておく必要があると思います。

委員長：大きな教育改革としていじめの問題があります。そういったことで、この項目にも示すべきではないかというご意見でした。事務局いかがでしょうか。

事務局：今ご指摘いただきました部分につきましては、安全な学校生活という部分で必要な課題だという認識を持っております。そのあたりはご意見のとおり、取り込めるよう検討させていただきます。

委員長：よろしいでしょうか。安全安心ということで、よろしく願いいたします。

委員：今日はありがとうございます。素晴らしい素案ができてきたと思いますが、この資料をいただいたのが2日前なので、そこから目をとおすのが難しく、昨日の晩にやっと見せていただきました。そのなかの76ページの上から4行目に、新しい言葉で「地域学校協働活動推進員」という言葉が出てきました。このような人材を育成しようと記載がありますが、この人材育成はどのような目的を持っているのですか。

委員長：76ページの本文の4行目ですね。カッコのなかに「地域学校協働活動推進員」とあります。これは地域学校協働本部にかかわることだと思いますが、具体的にどのようなことなのかというご質問です。

委員：今の質問に関して追加でお話したいのですが、この重点目標にある「各地域のリーダー」というのは、地域コミュニティを支える人材を幼児教育の段階から育てていくということを入れていただきたいと以前から申しましたので、その結果としてここに書いてくださったかと思います。委員長がおっしゃったように地域学校協働本部にかかわっているのかもしれませんが、そのコーディネーターということで、関連して書いてくださったと理解しています。

委員長：委員のご意見が背景となって出てきているのではないかということです。

事務局：社会教育・スポーツ振興グループからお答えします。今、ご質問のありました「地域学校協働活動推進員」でございますが、社会教育法のなかに言及がありますので、本市としてもこれから

コミュニティ・スクールを導入するにあたり、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪で推進していこうと考えております。なくてはならないのが地域と学校をつないでいただく存在で、以前は地域コーディネーターであったと捉えております。その方が今、新しい枠組みのなかでは「地域学校協働活動推進員」という名前になります。仕事の内容としましては、地域と学校との間に入っていただき、地域の人材を学校で活用していただく、また逆に学校から地域に発信するなど、そのようなパイプ役を担っていただきます。我々もまだそのあたりは十分な研究ができていないのですが、先進地の市町村とつながりを持ちまして、今後どのような人材を採用しすすめていくのがよいのか、また採用後の養成についてどうしていけばよいのかというあたりは、今後検討していかなければならないと考えております。

委員長：今までも地域コーディネーターの方には、本当に頑張っていたいただいております。それがさらに発展的になり、また名前を変えるとおっしゃいました。地域コーディネーターさんがこの名前に変わるという理解でよろしいですね。

事務局：今の大阪狭山市ではこの人が地域コーディネーターという任用ではなく、状況に応じて人に頼んでいるという状況だと思います。今後は、法が整備されていることもふまえ、地域学校協働活動推進員という位置づけを新たに設けまして、地域学校協働本部活動をより充実していこうと考えております。

委員長：コミュニティ・スクールづくりをめざして、そのような人材を明確にしていくということですね。いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。よくわかりました。

地域学校協働本部ですが、57ページの「教職員の資質・能力の向上」のところにも挙がっております。学校の先生方を支援していくのも地域学校協働本部の仕事でありますし、もっと重要なのは学校経営改革の推進ということで、学校経営に関することもこの地域学校協働本部の仕事です。基本方針3の重点目標2のところにも地域学校協働本部を入れていただくことはできないでしょうか。

委員長：学校教育グループの方からお願いします。

事務局：私からお答えします。まず、75ページの図をご覧ください。「学校運営協議会」のなかに、例えば「委員」として地域コーディネーターを配置するということが想定しております。今、ご質問がありました69ページには当然かかってくると思っています。学校中で地域コーディネーターの役割は出てまいりますので、69ページへの落とし込みも工夫してみたいと考えております。

委員長：75ページを見てください。実はこれを見て驚きました。よく似た図は国も作成していますが、これは非常によくできています。この図をご覧くださいながら先程の委員のご意見について考えていただければと思います。いかがでしょうか。

委員：大丈夫です。

委員：地域コミュニティを活性化するための人材の育成というのと、またそのなかで学校を活性化するための人材の育成というのを、一緒にしたらややこしくなりませんか。そこは文言をわけていただいたほうがよいと思います。

委員長：少しわけて整理したほうがよいのではないかというご意見です。

事務局：わけるというのはどのようなことですか。

委員：前から申し上げているように、自治会など地域のいろいろな団体を支える人材は非常に減ってきています。それを増やそうとすれば、今現在の大人を啓発するというのがまず1つあると思います。それともう1つは、子どもの段階から社会で生活するうえで、地域での活動というのが大事だと教育していくということだと思います。そのために、そういったことを「各地域のリーダー」のところで広めてもらい、そのうえで地域学校協働活動推進員を想定して、わけてコーディネーター養成してもらったほうがよいと思いました。地域で活動する人は広く地域で活動する人とし、そのなかから学校の協働活動をしてくれる人をわけて選ぶということです。

委員長：地域の活動にいろいろ取り組んでいただいている方々のなかで、学校の活動に特化して選ぶということですね。

委員：一部に特化する人と、広く地域活動をする人とをわけていかないと、混在し混乱してしまいます。

委員長：いかがでしょうか。

事務局：おっしゃることはよくわかります。我々としてもまだどの方向にすすめばよいのかというところが固まっていない状態でございます。地域が疲弊しているという意見も聞いておりますので、今頂戴したご意見をしっかりと心に留めながら、慎重にそのあたり今後すすめていこうと考えております。

委員：「地域の力を活用して」など文言が出てくるのですが、地域活動をするベースとなる部分が、先ほどおっしゃっていただいたように疲弊しています。そこを何とかしないと上手く機能しないのではないかという危機感があります。ベースとなる地域を支える人間を育てるということと、それからそのなかで学校の運営に力を貸してもらえる人を選ぶ、またそういった方を探し出して育てるということは、少し違うという感じがします。

委員長：地域における社会教育や生涯学習活動をもっと深めて人を育て、そしてそのなかから地域学校協働活動推進員を育てるということをもっと個々としてきちんと考えるべきではないかというご意見ですね。地域学校協働活動推進員制度はまだ固まっていません。先ほど委員からご質問があった地域コーディネーターがやっと明確になってきたところですので、これからみんなでその像をつくっていくと同時に、今、委員が提起された問題である、社会教育や生涯学習活動をもっと深めていくということをごく別で考えていく必要があるということです。

事務局：今おっしゃった部分については、基本方針4の生涯学習関連の箇所に、人材育成について落とし込む必要があるのではないかと思います。

委員：何ページですか。

事務局：例えば80ページ、重点目標2「生涯学習や文化芸術活動の推進」というところについて、生涯学習活動の成果をもう少し落とし込んでいくべきかと思っています。このあたりに地域で活躍できる人材育成的な部分の書き加えも検討したいと思います。

委員：それについては入れていただき、生涯学習というところで人材育成の啓発などをしていただきたいと思いますのですが、それとは別に、子どものときから地域社会に必要な資質を教育していく、それを学校教育のなかで実施していくという部分に触れてほしいと思います。それは76ページの主な取り組み②にある「各地域のリーダー」というあたりの文章になると思います。この表記と、地域学校協働活動のコーディネーターとが混在し混乱してしまうので、そこはわけて表記したほうがよいと思います。

委員長：学力テストが毎年4・5月に行われています。その結果について、私たちは評価に着目することが多いのですが、生活実態調査もされています。この生活実態調査の結果について、大阪狭山市はそれほどよい結果が出ていないと思います。今の委員のご意見にもかかわるのですが、将来を担う人材の育成として、学校教育の場でリーダーを育成するべきではないかということだとは思いますが。

事務局：委員長のおっしゃるとおり、例えば地域の行事に参加している児童生徒の割合は全国平均値と比べても低く、課題だと感じております。具体的にどのような施策を打っていくかということは緊急課題であると感じており、今この場でこれが効果的なのでやりますとは申し上げられないのですが、普段の学校生活のなかで地域行事に関連した事業を行い、地域から学ぶ材料を発見するといったことを意識的に取り組む必要があると考えております。

委員長：子どもは大人や親を見て育つといえます。地域で頑張っている親の姿を見せて育てる、これは発達資産という研究でも出ているのですが、それが人を育てるということでございます。そのようなことを具体的に考えていけるとよいと思います。それでよろしいでしょうか。

委員：一般のボランティア活動は十分にされていると思うのですが、子どもたちがボランティア活動に参加する場合、その場がありません。また、育成する機会もありません。大阪狭山市には市民ふれあいの里や大阪狭山市文化会館（SAYAKA ホール）など素晴らしい施設がありますので、こういった施設を活用していただきたいと思います。子どもたち、それから今この会議に出席されている委員の方、あるいは市役所の方が、社会活動をされているのかどうかということが重要だと思います。実際、こういったボランティア活動をされていない方がいくらここで議論をされても想像の話になってしまうので、何か1つでもよいので市役所の方々もボランティア活動に参加していただきたいと思います。

また、全体に目をとおして「グローバル化」「LGBT」に関しては触れておりますが、「障がい者」に関してはあまり内容がないと思いました。実際には、大阪狭山市にも障がい者の方がたくさんおられます。活動もされておられます。子どもたちが登下校する際のゾーンは充実していますが、車イスの方が生活するにあたって、段差の改善やトイレの改善、公共施設、図書館のエレベーターは整備されましたが、電動の車イスは狭すぎて使えません。また、体育館も坂の傾斜がきつすぎて自力では登れません。こういったことを、本当に少ない利用者ではありますが、障がい者に関してもう少し盛り込んでいただければと思います。

委員長：今、2つの大きな問題についてご意見をいただきました。ボランティア、それから障がい者支援の問題についてです。

まず、ボランティアからお願いします。ボランティアの育成について、いろいろな方々があまり参加していないのではないかという評価がありました。そのことについて、ボランティア活動を実施していく仕組みをつくる必要があります。1つには、ボランティアのリーダーを養成する必要がありますが、これは行政の責任だと思います。ボランティアを実際にやっている大人たちが市内のあちこちで活動していたら、子どもたちはそれを見て自分たちも将来やっていくという見本になるのかと思います。

事務局：ボランティアについては、青少年問題協議会という会議がございますが、その会議のなかでも、子どもたちが行事には参加するけれどもお客さん状態であることが多いということが話題になっております。子ども会でも、子ども会には入っているけれども子どもたちは行事にただ出てく

るだけで、運営側には回らないということで問題提起されております。私もそのように感じますし、委員がおっしゃられておりましたが、教育委員会事務局の職員は学校などの清掃活動にボランティアとして出ております。しかし、私たちもボランティア活動をしていかなければいけないということは身を持って感じております。委員長がおっしゃるように、ボランティアのリーダー育成については、まだ十分にできていないところです。私も実は委員長にご相談させていただきまして、ボランティアのリーダー育成を盛り込む必要があることは十分認識しているところではございますが、なかなか前に進んでいないのが現状です。

委員長：早急にそのようなかたちですすめていただきたいと思います。

次に障がい者支援について、どのページで問題を出したらよいでしょうか。確かにその問題については、全体的に内容が薄いと私も思います。

委員：60ページの「個の成長をささえる教育の充実」にかかわるかと思いますが、障がい者支援と障がい者の理解についての1つの事案を紹介させていただきます。私は毎年成人式の式典に参加させていただいております。昨年、知的障がい者の方のお母さまが、勇気を持って列席してくださいました。その際、子どもが式典のときに大声を出すのではないかと心配されておりました。親は離れて列席すると思っていられしたそうです。しかし、当日会場に着いて初めて、親御さんは子どもの横に座れるということを知られたそうです。なので、そういった周知をしていかなければいけないと思います。また、昨年は障がい者の方の列席は1名だけでした。他の方に迷惑をかけてはいけないということで自粛されています。そういったこともきちんと支援をして、また教えてあげることも必要かと思えます。人を思いやる心によってLGBTに対する理解、グローバル化に対する理解をすることと同じで、障がい者に対する理解を列席することで子どもたちが考えなければいけないのではないかと思います。これは学校教育、学校だけに丸投げするのではなく、地域的な支援も必要になると思えます。学校の先生だけに任せるのではなく、それも関連して子どもたちを受け入れるようなリーダーを育成するシステムや地域活動といったものを、もっと設けてあげる必要があるのではないかと思います。

委員長：60ページあたりですが、特に文章を変えるようなことはございませんね。この中身をもう少しきちんと整理して考えてほしいということでございます。

後段のお話ですが、行政の福祉部局との有機的な連携を図りながら広げていかないといけない、学校教育だけではないというご指摘もいただいております。

事務局：学校における障がいを持つ児童生徒の成長に関する部分につきましては、58、59ページの重点目標1「子どもの理解と支援教育の充実・推進」の部分で、特に本市では特別支援教室について非常に重要な課題と捉えて取り組んでいるところでございます。その点を中心に取組みについては書かせていただいております。今後も重点的に取り組んでいきたいと考えております。

委員長：子育て支援グループはどうでしょうか。発言ございませんか。

委員：「障がい者」という言葉なのですが、これは身体だけを意味しているのですか。

委員長：59ページの主な取組み①に、「障がいのある子ども」と記載が出てきますが、この障がいのある子どもというのは身体だけなのかというご質問です。

事務局：学校教育で捉えている障がいのある児童生徒は、身体の児童生徒もちろんいらっしゃいますが、その他に知的障がい、自閉症、情緒障がい、病弱というカテゴリもございます。そういったことで、広く捉えております。

委員：広く捉えられるというのは、身体のみにかかわらずということですね。何となくいつも問題に挙がっている障がい者というと、身体のことをいちばん多いです。すべての障がいを表現しようとすると、どのような言葉になるのかと思いました。

委員長：「心身の障がい」だと思うのですが、この59ページのなかに「発達障がい」という言葉も出てきておりますので、非常に広く捉えておられると私は理解しました。それでよろしいでしょうか。身体障がいに限らずさまざまなハンディがあります。この計画はインクルーシブな教育をやっていくということが表に出ておりますので、それでご理解いただければよいと思います。

委員：私の店で発達支援の放課後等デイサービスをやっております。なかなか子どもたちの学校での情報が施設に伝わってこないということで、民間の発達支援の施設との連携をここに明記していただけないでしょうか。学校での様子や情報を民間の施設に共有いただければ、放課後等デイサービスも充実したことができるかと思います。いかがでしょうか。

事務局：59ページの主な取組み①「支援教育の充実」をご覧ください。いちばん下、上から4つ目の「・」に「放課後等デイサービスを利用している子どもへの支援について、学校と事業所が保護者の同意のもとで連携を図り、相互の役割の理解と支援の充実をめざします。」と書いております。学校での様子と事業所での様子や、このような支援がこの子にとってよいというようなさまざまな情報交換しながら、またそれを家庭にもお伝えし、家庭でも事業所でも学校でもその子にとってよい支援ができる連携ができたらということで、ここに追記しております。今後、よりよい連携ができればと思っております。

委員長：いかがですか。住民の皆様が頑張っておりますので、その住民の活動と教育委員会がもっと連携してやっていくべきではないかと私は思います。

委員：直接この素案には関係ないのですが、昨日素晴らしい活動があったので報告したいと思います。学校、家庭、地域が連携して子どもを社会全体で育てていこうというイベントです。北小学校で地域清掃というものがございまして。社会福祉協議会がやっているのですが、4年生と5年生の児童全員5時間目に出ていただきました。それに加えて教職員の方、担任、副担任、支援教員の方で20人くらい、PTAの方も2、30人出ていただきました。それと地域の福祉委員や地域の役員も2、30人出ていただいて、校区内にある公園を掃除して回りました。若い先生方は竹ぼうきの使い方がわからないような状態ですし、若いお母さん方は落ち葉を集めたことがないような状態なので、地域のお年寄りが一生懸命教えていました。そのような細かいことの積み重ねが、子どもの発達の支援になっていくのかと思います。そのようなことをコーディネートしていくのが、地域学校協働活動推進員だと思います。

委員長：とてもよい場面ですね。事務局、いかがでしょうか。

事務局：私も北小学校におりました。社会福祉協議会で音頭を取ってやっていただいていたかと思えます。おっしゃるように委員が身を持って体験されたのですが、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部活動が本格的に始まりましたら、学校のなかに地域の方がたくさん入っていただいて、子どもたちと触れ合い、そして子どもたちも地域に目が向くのではないかと期待しております。そのような活動につながればよいということで、今後また研究をすすめていき、本市にあった地域学校協働本部活動ができるようすすめていきたいと考えております。

委員長：先ほどの委員の皆様からのご意見をうかがっておりますと、市長部局との有機的な連携がもっと図られるべきです。これが成案になった段階で、市長部局でもこの計画を生かしていただいて、

一緒にやれるところは有機的な連携を図っていくことをぜひよろしくお願いしたいと思います。

事務局：わかりました。

委員：74ページの下から5行目、「しかし」以降のところ、最後のところに「持続可能な活動となるよう必要な支援策を講じることも重要な視点といえます」とあります。この必要な支援策というのは、教育委員会の施策としてやっていくのですか。ここが理解できないのでご説明をお願いします。

事務局：「必要な支援策を講じることも重要な視点」というところの少し前に、「地域活動の支援や地域人材の育成など、持続可能な活動となるよう必要な支援策を講じる」ということですので、一過性で終わるのではなく人材がどんどんつながっていくというような意味と考えております。ご高齢の方ばかりではなく、若い人もそこにつながり、その方たちがまた年を経て次の代にバトンをつなげていく、そういった意味で「持続可能」という表現をしておりますが、そういうところに支援策を講じる必要があるのではないかと思います。人材育成をした後、またその方たちを引き立てていく必要もあると思います。そういうことも含めた支援策というように考えております。

委員：この「必要な支援策」というのは、生涯学習事業の範疇として行っていくことが前提になっているのですか。

事務局：生涯学習をベースにしながらか、ということになっていくと考えております。

委員：あくまでも教育委員会がサポートしていくということなのですね。

事務局：教育委員会だけではなく、生涯学習については市長部局も一部絡んでおりますので、当然そことも連携しながらということになります。

委員：何か「支援策を講じる」というのは性急に過ぎる気がします。一度ご検討いただきたいと思えます。言葉遣いだと思えます。

委員長：表現の問題について少し考えてほしいという要望でございます。よろしく申し上げます。

委員：気になっていたのが語句についてです。まず、基本方針について大幅な書き替えをしていただいたことで、とても見やすくなったと思えます。全部が文末表現にタイトルの文言が位置づけられているのかなと思うのですが、基本方針1だけが「社会を生き抜く力を養います」なのに、「社会を生き抜くために必要な力を養います」となっています。これについて意味があるのであれば教えていただきたいと思えます。

また主な取組みで、施策の方向性がたくさん新たに加えられていると思うのですが、特に気になったのが表現の問題です。52ページの主な取組み③「すべての教科における言語活動の充実」のいちばん最後の行の「国語力を向上させます」という言い方です。ここまでの文章では「子どもの意欲を高めます」などと表しているなかで、この一方的な「させます」という表現がとても気になります。他にも「させます」調の表現がたくさん出てきています。

もう1つは、学校がするのか、教育委員会がするのか、その主体はどこなのかというあたりが曖昧です。

委員長：2つの質問があったと思えます。最初の点についていかがでしょうか。

事務局：私から基本方針1のタイトルと文末表現の関係について、お答えさせていただきます。こちらにつきましては、ご指摘のとおりタイトルと文末を同じ表現とするかたちで整理させていただいております。ここにつきましては、修正をさせていただきます。

委員長：もう1つの質問ですが、52ページのいちばん最後の「国語力を向上させます」に違和感があ

るとのご意見です。それと同時に「させます」という表現について、今の時代にその表現はそぐわないだろうということです。その表現を整理したほうがよいのではないかというご意見です。
事務局：委員がおっしゃるように、「向上させます」という表現について、子ども主体の表現となるように、内容の検討をさせていただきます。

委員長：ぜひきちんと表現を変えていただきたいと思います。

委員：一個人の意見、思いということでお伝えさせていただきます。

解釈などの細かい部分については事務局でご検討いただいているのですが、施策の方向性の箇所、前回の会議から修正された部分で気になるところがあります。50ページ、主な取組み②に「道徳心や規範意識を育む指導の充実」とあり、その施策の方向性が2点書かれています。上は従来からあった文章ですが、下の「自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れあい、共に楽しみ、共感しあう体験を通して地域の人々などに親しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる活動を推進します」という文は追加されたと思います。それは前回の策定委員会で、幼児期からの地域の一員としての意識づけや、先ほどから話題に挙がっている幼児期からボランティア精神を育成するというご提案があったので、それらをふまえてここに記載されたかと捉えています。この2つ目の文章は、幼児教育でいうところの社会生活とのかかわりの部分につながってきます。社会生活のかかわりというのは、幼稚園教育要領や保育所保育指針や、認定こども園の保育教育要領などのなかに示されており、幼児期の終わりまでに育みたい姿というのが、今回の改訂ではっきりと示されています。小学校との連続性というところを加味されていると思うのですが、その関連のところには10個の項目がありまして、そのなかで社会生活とのかかわりということがしっかりと位置づけられています。ですので、幼児期から社会に対しての関心や、そこで自分が役に立てるような意識づけということは、指導としてこちらもふまえていかなければいけない大切な部分だと私は思っています。

しかし、この箇所にこのように詳しく書かれてしまうと、詳細に書いてあるためすぐ目に入ってしまう。市民アンケートの結果から出てきた道徳心や規範意識の低下という本来の課題に対して、それを少しでも改善していくという施策であるのならば、上の部分で留めておいたほうがよいと思います。道徳心や規範意識というのは、私も幼稚園にありますが日々いろいろな子どもの生活や遊びのなかに出てくることであり、多岐にわたって指導していかなければいけないと思います。このあたりを本来の道徳心や規範意識を育むことを主体とする方向性に、もう一度戻していただいたほうが、個人的にはよいと思います。

委員長：保育・教育グループいかがでしょうか。

事務局：委員からいただきましたご意見ですが、前回の策定委員会で、幼児教育の段階から地域の交流を行い、それを道徳心や規範意識につなげていければというご意見を頂戴したなかで、この主な取組み②に入れさせていただきました。今、委員がおっしゃっていただいている主な取組み②の部分については、社会生活とのかかわりに該当するのかがというご意見もあるなかで、私の思いとしては道徳心や規範意識を育むという項目の箇所では違和感があるというのは無きにしてもあらずではあったのですが、あえて社会生活とのかかわりをベースとして道徳心や規範意識を育むというところにつなげていければと思います。表現の部分や、主な取組み②の箇所での記載でよいのかどうかということも含めまして、もう一度検討させていただきます。

委員長：よろしいでしょうか。学識者の先生とも相談いただき、委員のご意見もふまえて、うまくまと

めていただければと思います。2017年の学習指導要領の改訂に連動して、幼稚園教育要領、保育所保育指針などにあった5領域に加え、幼児期の終わりまでに育てたい資質能力、いわゆるコンピテンシーが保育所から入ってきていることについて、先生方もそれをふまえて、今、幼稚園や保育所、こども園などが大きく変わろうとしています。そういったなかでの意見としてご理解いただければと思います。

委員：いろいろなお話を聞かせていただいたなかで、先ほども出てきたのですが、地域ボランティアということについてです。例えば地域の方が、こんなことができるのだけれど、何か役に立てるところはあるかといった場合に、ボランティアをしたいということを受付するような窓口はあるのでしょうか。

委員長：ご質問です。いかがでしょうか。

事務局：ボランティアの受付ですが、公民館では「街のすぐれもの」というホームページを設けております。私も勉強不足なのですが、市民協働推進グループで、そのボランティアを受け付けられて、ボランティアセンターというような取組みをされていたと思います。当然、我々教育委員会に来ていただいて、そのようなところに斡旋することはできます。もしそういった方がいらっしゃれば、お声かけいただきたいと思います。

委員：地域の方で、直接ボランティアの声をかけてくださる方がいらっしゃいます。ただ、幼稚園やこども園、保育所の独自判断として、この方は受け入れても大丈夫なのだろうかという問題があります。例えば、地域コーディネーターや、今回新しく出てきた地域学校協働活動推進員が、この方はこういったことをされていますよという、肩書や身元などがはっきりわかるのであれば受け入れしやすいです。ただ直接声をかけていただいても、受け入れてよいのかどうか迷います。今回、このようなことをお聞きしたのは、以前二通りの事例があり、お一人の方は好意的に声をかけていただきました。しかし、声をかけていただいたのですが、園としては申し訳ないのですが丁重にお断りをさせていただいたということがございました。もう一人の方は直接いらっしゃって、ちょっと子どもと遊びたい、昔こんなことをやっていたということで、子どもと触れあう時間もつくらせていただきましたが、他の保護者の方がそれをたまたま見られていて、対応について少し気をつけたほうがよいということをお聞きしました。なので、そのような方を受け入れる窓口があり、窓口を一旦とおしていただけると受け入れもしやすいと思います。大きな窓口でなくてもよいのですが、各地区に窓口が1つあればボランティアもやりやすいですし、やってくれる方が増えていくのではないかと思います。

もう1点ですが、支援教育について先ほどもお話に挙がりました。確かに支援教育については、幼稚園やこども園、保育所でも発達障がいの子どもたちもどんどん受け入れています。ただ、大阪狭山市においては、小学校は公立なのですが、保育所に関しては民間が今すごく多いです。59ページの主な取組み②「相談体制の充実ときめ細かな支援の推進」に「特別就園就学相談」や「巡回相談」などを実施と書かれているのですが、「特別就園就学相談」に関しては小学校で相談を受けていただいております。しかし「巡回相談」については、民間の保育所、わたしの保育所だけかもしれませんが、ほとんど来ていただいたことはありません。保育所に関しては民間のほうが多いということで、民間への支援体制も手厚くしていただけたらと思います。

委員長：今のご意見について、保育・教育グループからお願いします。

事務局：巡回相談については、以前から実施しています。各園に1回ずつというかたちで実施している

というよりは、あくまで希望制というかたちで対応しておりました。今、委員がおっしゃってくださったように、最近非常に支援を必要とする子どもたちが増えている状況のなかで、このあたりの取組みの必要性は感じているところです。原則希望制となっているのですが、今後はより多く相談していただけるようなかたちで、改めて体制を含め充実させていくように考えていきたいと思えます。

委員：先ほどおっしゃったボランティアの窓口の件ですが、これについては市民活動支援センターが市役所の南館にあり、そこでボランティアの登録や紹介もやっています。ただ、紹介された方が確実に問題ないかという判断ができるかは難しいかもしれません。市民活動支援センターに行かれたら、どのような団体がどのような活動をされているのかわかりますし、お願いしたら派遣してくださるといつながりは持っていると思えます。

委員：私も大阪狭山市のトランポリン協会として、市民活動支援センターに登録させていただいております。ただ、市民の方がこのことを知りません。私は登録しているので知っておりますが、大半の市民の方がこの制度を知りません。以前から提起していましたが、大阪狭山市ではこうやって皆様が会議を開いて事業を行っているにもかかわらず、市民が知らない活動というのは多々あります。事業を広く周知する広報課、あるいはPR課というのが大阪狭山市には残念ながらございません。特別にそういった課をつくるというわけではなく、市民に発信する場が必要だと思います。ホームページに書いてある、市民活動支援センターに行けばわかるということではなく、もう少しわかりやすく市民に提示していただく必要があるのではないかなと思います。

委員長：大阪狭山市の広報誌はトップクラスで、自治体のなかでも優れているまちです。しかし、市民がわかるというところまで周知が必要です。いろいろな教育委員会の活動をもっと住民に伝える広報を考えていただきたいと思えます。

もう1点、ボランティアの件です。これは私の認識なのですが、ボランティア希望の方々を実際にボランティアの仕事につなぐようなことや、さまざまな悩みの相談など、そういった学問用語ではボランティアコーディネーションという言葉を使うのですが、これは市民協働推進グループや市民活動支援センターの役割です。ただ、これからボランティアを今から始める人たちや、ある程度やっている人たちを育成する仕事は、社会教育・スポーツ振興グループの仕事だと思います。ボランティアの社会教育・生涯学習的な養成と、実際の活用とは少しわけて捉えていただければよいと思えます。

委員：細かい質問や意見を出ささせていただきまして、検討、反映くださりありがとうございます。表現の問題で何点か話をさせていただきます。

まず、43ページ、基本方針2の冒頭から3行目です。これでよいと思うのですが、「年齢や性別、国籍、経済状況、障がいの有無によらず」ということで、ここは内容を限定しています。マイノリティの話も記述していただいているので、ここは「有無などによらず」という表現がよいかなと思います。

53ページ、主な取組みの表⑤「英語教育の推進」のところで、「CAN-DOリストを活用したカリキュラムを検討します」とあります。ここは、5年間の計画ですので「検討」というのはいささか弱すぎないでしょうか。「作成します」まで断言できない事情があるのでしょうか。

それから同じページ⑧の「自学自習力（家庭学習習慣）の確立」の3つ目「経済的な事情により通塾が困難な子ども（主に中学3年生）に対して」というところです。大変わかりやすく書い

ていただいておりますが、「通塾が困難な子どもに対して」と、ここも限定しています。学校から見たら全体という捉え方もありますので、「通塾」という言葉を消す、消さないは別として、「学習機会が少ない」とか「学習機会が脆弱な」とか、限定されないような意味合いにしておいたほうがよいと思います。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：今のご指摘をふまえて、内部で協議のうえ、修正をさせていただきたいと思います。

委員長：ご意見を尊重していただければと思います。全員からひとことずついただいたかと思ひます。他にございませんか。

委員：前回の策定委員会で主な取組みにおける施策で市民はどのように実行したらよいのか、主体者を具体的に誰にするのかなど、細かく書いてほしいとお願いしました。計画を見ていると、行政や教育委員会が行うような「〇〇します」と表現されているので、この計画自体がそのように行政主体のものであれば仕方がないと思ひましたが、もう一度検討していただければと思います。

また、第5章の1「計画の周知と各種情報の収集・発信」の部分ですが、これは前回の計画とまったく同じ文章だと思います。大阪狭山市の広報誌は素晴らしい出来ですが、広報誌やホームページなどを活用しながら周知するというので、前回も同じようにやっておられたのですがなかなか周知ができなかったこともありますので、もう少し深く施策を考えていただければと思います。この文章を読みますと、教育委員会の職員や市長部局の職員がすべてこの計画を周知しているという前提のもとで、教育関係者や保護者に理解されるようにという感じで書いておられます。この計画の根本は教育委員会の職員が丸暗記するくらい徹底的に勉強していただければと思います。この計画を完全に把握して、その上で教育関係者や市民に周知していくというくらい、計画の推進に向けての意気込みを書いていただけたらと思います。

委員長：ご要望ですね。委員のおっしゃったことを十分に配慮していただければと思います。

委員：この計画についての研修会を開催するとか、庁舎内で勉強会をするなど明記していただければと思います。

委員長：進行管理に係る部分でもありますね。ご検討いただけますか。

事務局：今のご意見につきまして、この計画が完成した際は概要版も同じように作成します。例えば、今後何か市で主催する研修会や講演会を行うときに、概要版を配るなど周知の方法も検討していきたいと思ひております。

委員長：よろしくお願ひいたします。

では次に、今日新たに配られた資料に指標がございます。これについての議論に入りたいと思ひますので、ご覧いただひてご意見を頂戴したいと思ひます。今日初めて見ていただひたので、なかなかご意見は出ないと思ひますが、気がつかれたことがありましたらおっしゃっていただければと思います。

委員：7ページのいちばん上、「学校園支援人材の参加者（有償ボランティア）の参加者数」ですが、意味は有償ボランティアの参加者数ですか。ここは直せませんか。

事務局：「参加者」が2回出ておりますので、片方削除させていただきます。文言の見直しを行います。

委員長：私から1点ございます。8ページ「学びの機会が確保されているか」という項目に、「生涯学習

情報の提供件数」がありますが、もう少し大きな柱となる内容が抜けていると思います。それは「学習相談」です。学習情報提供と学習相談というのは、文部科学省がセットで書いています。この相談件数ですが、大事なことなのでこれは評価に入れてください。

委員：この指標もおそらく、いろいろな市町村の計画を寄せ集めて検討していると思います。実際にこれを動かしていくなかで、まだ変わる可能性があるわけですよね。そういうことであるならば、最後に「この指標については計画を遂行していくなかで随時見直しをしていく」というような一行を入れるのもよいかと思います。

事務局：今のご意見につきましては、当然そのようなことも想定されるかと思いますが、その検討はさせていただきますと思います。

委員：7ページのいちばん下の、先ほどから発言しています「地域コーディネーターの育成」ですが、学校支援組織を学校協議会から立ち上げるということで、そのなかに地域コーディネーターを組み込むということでした。学校協議会は小学校区に1つずつあるものなので、「3人、中学校区」ではなくて、小学校区に1人ずつ7人を目標にしていただければと思います。

委員長：ご提案です。いかがでしょうか。

事務局：小学校区に必要なだという認識はしているのですが、地域コーディネーターの方、地域学校協働活動推進員の役割がどのようなものかというところがまだ確定されておられません。目標は確かに7人、10人ということになるかと思いますが、現実的な目標としましては中学校区ごとに1人いるのが今のところよいのではないかということで、今は3人にしているところです。おっしゃるように小学校区にいてもよいとは思いますが、まだはっきりと役割分担ができていないところで控えめな数字になっております。

委員：目標を上げてもらったほうがよいと思います。10人くらいの目標であってちょうどよいくらいだと思います。中学校区でも学校によって環境が違いますので検討をお願いしたいです。

事務局：検討させてください。

委員：4ページのいちばん下の「いじめ解消率」ですが、他の指標は年度末や、そのときのある一定期間が終了したときにどれだけ成果が出たかという指標になると思います。この「いじめ」が解決しているかは、おそらく文部科学省の統計である質問紙を参考にしますよね。その場合、その調査の前後でいじめが発生していて、今はまだ取組み中であるということは起こりうると思います。これは取り組んだ実績がまとまった成果として出るのかという危惧があります。たまたま調査前後にいじめが多く発生したとか、発生しなかったということで左右されるので、とても大事な目標で必要な内容だと思うのですが、その指標としてこの統計の使用がよいのかどうかわかりません。1年間で発生したいじめから解決したというように、指標の材料を検討したほうがよいと思います。

委員：今のご意見にまったく同感です。もし年度ごとの指標として使うのであれば、いじめが発生して解決という判断ができるのは3か月でしたよね。ですから6月末まで結果を追っていただいて、6月末時点で100%と判断するのが、合理的な指標のあり方だと思います。使用するかどうかは別です。

委員長：今、お2人からご意見がありましたので、また学識者の先生と相談していただいて、このところを整理して検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員：5ページで、「スクールカウンセラーなどの活用実績回数」を指標にされるということですが、予

算確保が回数に影響してくると思います。今の時点で予算が十分足りているのでしょうか。学校の要望があっても予算がなければ派遣できません。そのあたりとリンクしていますか。

事務局：ご指摘のとおり、実際は最大限使っている状態ですので、予算拡大をしていかないとニーズに応えるということとはできないと思います。そのあたりは悩みながらやっております。スクールロイヤーについては今年度拡大したので、今年度については数値が上がる余地はあると思います。その他については予算拡大していく必要があります。

委員長：議会で予算要求することを、今のご意見をふまえてぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まだご意見あるかと思いますが、今日ご提案いただいたばかりで十分に目をとおしていただくことも難しいと思います。お気づきの点がございましたら、事務局にご連絡いただくということで、この件については終了したいと思います。

(2) 大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて

委員長：それでは、議事2のパブリックコメントの実施について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：それでは、議事の2点目、パブリックコメントの実施について、お手元の資料3にもとづいて説明させていただきます。

パブリックコメントは市の計画や条例などの策定や変更するとき、その内容を案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対して寄せられた意見とそれに対する市の考え方を明らかにすることで、市の意思決定の過程を明らかにする制度でございます。大阪狭山市教育振興基本計画（素案）においても、市民の皆さんに公表し、意見をうかがいます。意見の募集を行う前には、本日の会議で皆様からいただいたご意見の整理など、事務局にて調整をさせていただき、パブリックコメントにて公表する最終の素案を、年内を目途に委員の皆様へ書面にて報告させていただき、ご了解いただきたいと考えております。その後、パブリックコメントの手続きに入りたいと存じます。

まず、公表についてですが、令和2年1月中を予定しております。

次に公表の方法でございますが、市内の公共施設での閲覧の実施および市のホームページへの掲載を予定しております。また、市民の皆様からいただく意見の提出期間は公表の期間と同じ期間を予定しており、提出方法は教育総務グループへ直接書面を提出するほか、郵便および電子メールで受付をする予定でございます。

なお、パブリックコメントにて提出された意見については、意見の概要、それに対する市の考え方、また提出された意見により計画を修正した場合は、その修正内容を公表することから、パブリックコメント実施後、事務局に提出された意見を精査し、とりまとめの上、次回の策定委員会でご報告をさせていただき、答申に向けた調整を行っていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、指標への意見につきましては、別途連絡させていただきたいと思ひますので、その点につきましても、ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

委員長：指標のことについてもご説明いただきました。指標についてはまだ十分に議論ができていないところがありますので、ぜひ委員の皆様からコメントをいただきたいと思ひます。

それでは、ただ今事務局からご説明いただきましたことについてご質問はございますか。

委員：前後して申し訳ないのですが、先ほど素案の部分で5ページ、6ページのところです。5ページ

の下から2つ目の段落で、「また、第五次大阪狭山市総合計画では」と表記されています。次の6ページを見ていただくと、第五次大阪狭山市総合計画は令和3年度からで、今ちょうど策定のスケジュールに入っている段階です。その段階でここまで書いてよいのかどうか、事務局で議論していただきたいと思います。第五次大阪狭山市総合計画という表記は他にも出てきますので、そのあたりは表記の仕方も含めて統一的に見直していただければと思います。

委員長：よろしくをお願いします。パブリックコメントのことでございますが、先ほどご説明いただいたかたちで手続きをさせていただきたいと思いますので、事務局はよろしくをお願いします。

(3) その他

委員長：それでは、議事の3点目、その他連絡事項について事務局からお願いします。

事務局：それでは、事務局から第6回教育振興基本計画策定委員会についてご連絡します。

先ほどの説明にありましたとおり、パブリックコメントを実施した後、最終の策定委員会を開催させていただき、答申をいただきたいと思います。日程調整につきましては、勝手ながらお手元にすでに配布させていただいております日程調整表にて調整させていただきたいと思います。

12月11日水曜日までにご回答いただきますよう、よろしくをお願いします。説明は以上です。

委員長：それでは、ただ今ご説明があったことについて、ご意見などございますか。

私からお願いなのですが、1月にパブリックコメントを実施するということですので、12月の中旬くらいまでにご意見をいただきたいと思います。年末も近づき、委員の皆様もお忙しいことはわかっております。大変申し訳ございません。12月のどれくらいまでにいただければよいですか。

事務局：年末のお忙しいときに大変申し訳ないのですが、12月10日あたりを目途に、それまでにご意見を頂戴できたらと思います。また、頂戴しました意見を反映した案につきましては、年内ぎりぎりまで申し訳ないのですが、12月末に各委員の皆様にご確認、ご承認いただいた上で、パブリックコメントを実施したいと思います。年末の大変お忙しいところ誠に申し訳ないのですが、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

委員長：それでは、12月10日を目途に追加のご意見をお願いします。その後すぐに、事務局にて最終的な整理に入り、私もその段階で調整にかかわらせていただいて、皆様にできるだけ早くご提示したいと思っております。その後、パブリックコメントに移っていただきます。このような段取りになりますが、よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願い申し上げます。

他にご意見などございませんか。

委員：47ページの体系のところの取組施策ですが、後で変更するかとはと思いますが、現在でも本文の取組施策と違うところが何箇所か見受けられたので訂正をお願いしたいと思います。

委員長：それも事務局にご連絡していただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

では、これで第5回策定委員会を閉会させていただきます。本日はお忙しいなか、ありがとうございました。